

令和4年12月23日

保護者等の皆様へ

高知県立岡豊高等学校長

防寒対策に関する校則の試行について

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の学校教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、冬の制服の上から着用する防寒着に関する校則について、先日の期末試験終了後に生徒対象のアンケート調査を実施しました。その結果は、「防寒着の着用を許可してほしい」と答えた割合が男子で 90.3%、女子で 97.8%となりました。また、12月9日の第3回 PTA 委員会においても生徒の防寒対策に関する話題が再び取り上げられたところです。

アンケート調査をもとに生徒会執行部とも協議し、早速3学期から男女ともに防寒着の着用を認める校則の試行を下記のとおり行うことといたしました。内容をご理解いただき、ルールに則った防寒着の着用をよろしくお願いたします。

記

【防寒着に関する校則(試行)】

- ・冬期における制服の上から着用する防寒着は、学校指定のコート(女子)の他、自身の所有しているコート、ダウンジャケットなどの着用を許可する。ただし、学校としての品位を問われるような防寒着の着用はしないこと。
- ・制服の上から着用する防寒着は登下校時とし、校舎内での着用は禁止(昇降口まで)とする。保管場所は個人ロッカー又は指定バッグ、リュックサックの中とする。整理整頓を心掛けること。机の上や床に置かないこと。椅子に掛けないこと。

<参考:部活動顧問会確認事項より>

登下校時の部活着の着用については、早朝練習時や放課後の部活動の終わりが遅くなった場合に顧問の責任のもと、やむを得ず認められる。

【実施期間】

令和5年1月10日から3月31日まで (予定)